

事業計画書

1 【法人本部】

1. 法人理念の基に、利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる質の高い安全安心な福祉サービスの提供に努めます。
2. 社会福祉法人として、地域における公益的な取組の推進をしていくため、多様な社会福祉援助ニーズの把握に努めます。
3. 公益性に根ざした事業活動を可能とするため、法令等を遵守し、公正かつ適正な経営ができる組織統治を行い、安定的な財政基盤の確立を目指します。
4. 法人拠点間の事務処理効率を高め、ICT・ペーパーレス化などの環境に配慮した業務運営を検討していきます。

2 【介護老人保健施設ルミナス大府】

1. 運営方針

- (1) 入所者の心身の特性を踏まえ、個人が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、在宅生活への復帰並びに支援を目的とします。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護保険施設サービスの提供に努めます。
- (3) 介護保険施設サービスの実施に当たり、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をとり、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 安定した経営を目指します。
 - ・介護老人保健施設の入所率95%以上、通所リハビリの1日利用人数32名以上、グループホーム入居率98%以上を目指します。
 - ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算を継続して取得します。
- (2) 人材の安定的な確保、育成に取り組みます。
 - ・業務手順マニュアル及び新規採用者への指導マニュアルの見直しを各部署で行い、明文化します。職員が安心して働ける体制を整備します。
 - ・施設内外の研修への参加率7割以上を目指します。
 - ・新卒予定の学生インターンシップ、学生ボランティアの受け入れ体制を整備し新卒採用者を確保します。

- (3) 事故・感染に関するリスクマネジメント能力の向上及びケアの質の担保に努めます。
- ・ 行動制限の実態及び使用物品の把握と検討会を毎月実施します。
 - ・ ヒヤリハット、ヒヤット報告を統計学的に分析し、事故発生率の1割削減を目指します。
 - ・ 事業継続計画BCPを作成します。
 - ・ 歯科医と協力しながら口腔ケアを徹底し、肺炎発生の1割削減を目指します。
- (4) 適切な栄養ケアを実施します。
- ・ 栄養ケアマネジメントやミールラウンドの実施により、定期的に栄養評価を行い、低栄養状態の入所者に対し、他職種と連携し、栄養状態の改善に努めます。
 - ・ 6か月で3%以上の体重減少者15%以内を目指します。
- (5) 入所者と通所者の心身機能維持、向上群が6割以上を目指します。
- (6) 地域貢献事業を推進します。
- ・ 認知症伴走型相談支援事業、認知症カフェを実施します。認知症の方及び家族への継続的な相談支援を行います。
 - ・ 介護予防事業「かがやき塾」の再開については感染状況により検討していきます。
- (7) 施設内のICT化を促進し業務の効率化を図ります。
- ・ 施設内全館のWiFi工事を進めます。電子カルテの導入に向けて取り組みます。
 - ・ SNS、ホームページ、メディア等を活用し、新規利用者の獲得や地域、家族とのネットワークを再構築します。
- (8) 建物、設備の修繕を計画的に実行します。

3. 各部署の計画

(1) 介護老人保健施設

1) 支援相談員

①入所率95%以上を目指します。

- ・ 医療機関と在宅事業所との連携強化、信頼関係を構築します。
- ・ 入退所者のバランス調整を図り、入所率の安定を図ります。
- ・ 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への移行については入所者の健康状態にあわせて計画的に進めます。

②短期入所は空きベッドを活用し必要に応じて対応していきます。

③在宅復帰・在宅療養支援機能加算の取得継続に向けて取り組みます。

- ・ ベッド回転率5%以上
- ・ 入所前後訪問指導割合30%以上
- ・ 退所前後訪問指導割合30%以上
- ・ 喀痰吸引割合5%以上

- ・それ以外の項目の取得を検討し、より安定的な加算取得につなげます。
- ④LIFE（科学的情報システム）に関連する加算（かかりつけ医連携薬剤調整加算、科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、口腔衛生管理加算）を確実に算定し質の高いケアの提供を実施します。
- ⑤適切な時期に要介護認定の見直せるように区分変更申請に取り組みます。

2) 看護介護部門

①入所者・家族の満足度の向上

ア. ご家族の満足度アンケート普通以上の評価 90%以上の継続

- ・アンケート結果から、更なる改善につなげるため、入所者・家族に全体では年1回、個別では3月ごとにフィードバックを行います。
- ・苦情に関するカンファレンスをフロアごとに月1回以上開催します。

イ. 申し送り時間の実態調査を行い、業務改善の動機につながるよう委員会で取り組むことで、変化をポジティブに受け入れられるようにします。

ウ. 感染対策を徹底した上で、オンライン面会・対面面会を継続します。入所者の余暇活動の充実に努めます。

②事故・感染に関する各々のリスクマネジメント能力の向上を目指します。

- ・行動制限の実態及び使用物品の把握と検討会を毎月実施します。
- ・ヒヤリハット、ヒヤット報告を統計学的に分析し、事故発生率の1割削減を目指します。
- ・転倒防止物品の適正な選択・管理のもと、統計的結果を活用し次年度の計画的な購入計画を立案します。
- ・事業継続計画BCPを作成します。
- ・感染防止物品及び感染検査物品の適正管理と環境整備を徹底します。

③ケアの質の担保（認知症ケアの充実を含む）

- ・新規採用者（新卒介護、既卒看護）に向けた指導マニュアルの作成と業務手順を明文化します。
- ・規定の研修計画の周知を図り、立案・実施・評価の資料の整理・管理を徹底します。
- ・研修参加率7割を目指します。
- ・歯科医と協力をしながら口腔ケアを実施し、肺炎発生率の1割削減を目指します。
- ・認知症ケアの様々なオンラインのコンテンツ等も利用し、外部研修・学習会に積極的に参加します。
- ・ADLや認知機能の低下を緩やかにするため、多職種と共働します。

④利用者の安心と働きやすい職場作りのための業務改善を図ります。

- ・計画的に新規採用者の採用活動を行います。
- ・新規採用者のための業務手順、マニュアルの見直し、明文化します。
- ・介護補助業務（シーツ交換、入浴介助業務）に当たるパートの採用を増やします。
- ・申し送り時間の実態調査（前述）。

3) 栄養部門

①適切な栄養ケアを実施します。

- ・栄養ケアマネジメントやミールラウンドの実施により、定期的に栄養評価を行い、低栄養状態の入所に対し、多職種と連携し、栄養状態の改善に努めます。
- ・6か月で3%以上の体重減少者 15%以内を目指します。
- ・食事摂取量の栄養充足率 100%以上を目指します。

②摂食・嚥下困難な利用者への栄養ケアを提供します。

- 訪問歯科などの多職種と連携し、適宜嚥下評価を実施し、誤嚥性肺炎や低栄養や褥瘡の予防に努めます。
- ・嗜好調査満足度（満足・やや満足） 65%以上を目指します。

4) リハビリ部門

①入所者短期集中リハビリ月平均 130 回以上、認知症短期集中リハビリ月平均 80 回以上を目指します。

通所者の短期集中リハビリ月平均 19 回以上を目指します。

②入所者の心身機能の向上を図ります

- ・心身機能の維持・向上群が 6 割以上を目指します。
- ・短期集中リハビリ実施者の身体機能維持・向上群 7 割以上を目指します。
- ・認知症短期集中リハビリ実施者の認知機能維持・向上群が 7 割以上を目指します。

③通所者の心身機能の向上を図ります。

- ・心身機能の維持・向上群が 6 割以上を目指します。
- ・短期集中リハビリ実施者の身体機能維持・向上群が 8 割以上を目指します。

④コロナ感染予防対策の実施と見直しを適宜行います。

- ・職員の担当は、入所及び通所でそれぞれ専従とし、兼務については、慎重に検討します。
- ・各フロアにおけるリハビリについても、出来る限り専従での対応を継続します。
- ・入所者と通所者の接触を防ぐためフロア内でのリハビリを継続します。
感染状況や今後の政府の緩和状況に合わせて、機能訓練室での入所者のリハビリ再開について検討していきます。

⑤自立支援に向けたリハビリを充実していきます。

- ・多職種間で共同しながら生活リハビリの充実を図ります。
- ・集団リハビリと個別リハビリを柔軟に組み合わせ、入所者の身体機能・精神機能が低下しないように実施し、入所者の機能の維持・向上に努めます。
- ・在宅復帰予定の対象者には同意の上、積極的なリハビリを実施し、機能向上を図り、円滑に在宅復帰が行なえるよう支援します。
- ・短期入所における個別リハビリは、予定回数に対応し実施します。

⑥訪問リハビリは、コロナ感染予防対策において入所者・通所者のリハビリとの兼務を控えている状況により、再開については、コロナ感染状況と職員体制を見ながら検討していきます。

5) 通所リハビリ部門

- ①目標 一日平均通所者数32名以上を目指します。
 - ・6時間以上7時間未満(1日リハビリ) 27名以上/日
 - ・1時間以上2時間未満と2時間以上3時間未満(短時間リハビリ)を合わせて5名以上/日
 - ・短時間リハビリのコース時間を見直し、効率的な運営を検討します。
- ②新規通所者の獲得を目指します。
 - ・一日体験を積極的に受入れ、継続的な新規通所者の獲得に努め、通所者数安定に繋がります。
 - ・居宅介護支援事業所と連携を密にし、信頼関係を深め、地域と密着した施設を目指します。
 - ・ホームページ、おぶちゃん連絡帳を活用し、新規通所者の獲得を目指します。
- ③在宅生活が継続できるように自立支援を展開します。
 - ・新規通所者には、積極的に短期集中リハビリを実施し、機能効能・自立支援を図ります。
 - ・職員各自が各通所者の支援方法、リハビリや通所利用目標を把握し、安心して利用できるようにします。
 - ・家族とのコミュニケーションを図り、情報の共有を図ります。
- ④コロナ感染予防に留意し、余暇時間の充実を図ります。また、本人・家族と外部機関へ施設の感染対策について、丁寧な説明を行い、理解と協力を得ていきます。
- ⑤安全運転で無事故での送迎に努めます。
- ⑥おもてなしの心でふれあいケアを提供します。
- ⑦通所者への訪問リハビリの実施は、一昨年度と同様、コロナ感染状況により対応を検討します。

(2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

入居者の意志及び人格を尊重し、その入居者の有する能力に応じた日常生活を支援していきます。家庭的な環境をつくり住み心地の良いホームの中で楽しく生活して頂きます。

- ①安定した経営を目指します。
 - ・入居率98%以上を目指します。
 - ・健康管理、事故防止を徹底し、異常の早期発見、早期治療に努めます。
 - ・新規入居者の速やかな受け入れにより空室期間を低減していきます。
 - ・老人保健施設と連携し情報交換を密に行っていきます。
- ②個別ケアの充実とサービスの質の向上を目指します。
 - ・季節行事の充実を図ります(コロナ禍で外出が出来ない為室内でも季節を感じて頂けるよう検討します)。
 - ・事故防止・感染症予防・身体拘束・虐待防止について、毎月のスタッフ会議で勉強会を実施します。
 - ・身体拘束委員会を3ヶ月に1度行い、状況報告し検討していきます。

- ・計画作成担当者を中心にスタッフ間で情報を共有し充実を図ります。
※基本3ヶ月に1回又は状態変化時見直しをします。

③家族との連携を深めます。

- ・3ヶ月に1回(年4回)家族会を実施します。
(コロナ感染の状況に応じて家族会の人数を制限して実施を検討します)
- ・入居者の生活状況等を電話や手紙、グループホーム新聞(年4~5回)でお知らせします。

④その他

- ・エンドオブライフケアを実施していく上で主治医と密に連絡がとれるように取り組みます。
- ・運営推進委員会を2ヶ月に1回行います(又はお手紙での報告)。
- ・避難訓練を年3回行います。

(3) その他事業

①地域連携

- ・認知症伴走型支援事業(物忘れ何でも相談室)
大府市からの委託事業として令和5年1月から事業を開始。大府市、高齢者相談支援センター、他サービス事業所と連携し、認知症の方、その家族、関係者の方々に対して寄り添った支援をしていきます。公民館、民間事業所と連携し地域に根差した相談機関として運営していきます。
- ・介護予防教室「かがやき塾」の再開に向けて検討します。
- ・カフェくちなし
引き続き介護者、当事者や地域住民が気軽に参加でき、悩みを話し合える場として開催します。
- ・地域ボランティアの協力を得て、利用者の楽しみ、安らぎに繋げていきます。
- ・大府市・東浦町が主催する、ウェルネスバレー運営委員会、ウェルネスバレーヘルスケア産業振興ワーキンググループに参加し、ウェルネスバレー地域の医療・福祉の発展に協力していきます。
- ・大府市福祉・健康フェアに出展参加し、施設のPRに努めます。

②ICT業務の効率化に向けて取り組みます。

- ・ICT委員会を中心として電子カルテ等の導入を検討していきます。
- ・ICT委員会による施設内のWiFi設備工事については令和5年度も引き続き進めていきます。令和5年度は1階~4階の各部署のWiFi工事を進めていきます。
- ・出退勤管理業務を見直し、業務内容の効率化を図ります。

③情報発信を充実させます。

- ・ホームページの閲覧件数平均700件以上を目指します。
- ・施設の活動を家族、地域へ情報発信する手段としてホームページ、施設の機関紙を積極的に活用していきます。今年度は新たにInstagramを開設し情報を発信していきます。

- ④施設の建物及び設備の修繕を計画的に実施していきます。
- ・開設20年以上が経過しているため、建物及び設備の修繕計画を適宜見直し、実施していきます。
 - ・修繕においては優先順位を適宜検討し、実施していきます。
- ⑤人材確保と育成に向けて取り組んでいきます。
- ・新人職員の育成計画を見直し、新人職員が安心して働けるような体制を整備します。
 - ・施設内外の研修への参加を促進します。
- ⑥防災対策に取り組みます。
- ・ルミナス支援グループ、法人内他事業所の協力を得て、年1回防災訓練を実施します。
 - ・他の1回は、ルミナス内部において、夜間想定訓練として実施します。
- ⑦新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。
- ・コロナ感染防止の観点から、「ルミナス大府 新型コロナウイルス感染対応マニュアル」により、感染防止対策を徹底していきます。また、状況に応じて、マニュアルの見直しを行います。
 - ・事業行事等については、コロナウィルスの状況により、実施等について、慎重に検討します。
 - ・ボランティア活動の受け入れは、再開時期を検討します。
- ⑧薬剤の発注体制を見直し、薬剤関係費の抑制を目指します。

3 【認知症介護研究・研修大府センター】

【事業方針】

社会福祉法人仁至会及び認知症介護研究・研修センターの理念を念頭に、認知症施策推進大綱に基づく施策及びセンター運営事業の実施に係る厚生労働省老健局長通知を踏まえ、研究事業、研修事業、普及啓発・情報発信、若年性認知症支援の4つの使命を着実に果たすとともに、安定的な運営に向け各部門の円滑な連携を図りながら、以下のとおり取り組んでいきます。

また、令和5年度においては、新たな研究の柱や研修事業も検討しながら、特に競争的研究資金の確保、コロナ禍における各研修の着実な実施と受講者の確保、若年性認知症支援の方向性の検討と更なる推進を図っていきます。

1. 認知症介護に関する研究事業

認知症の人の生活機能・行動等の特性及び社会参加支援に関する研究、生活機能の維持改善を図るための介護技法等の開発、若年性認知症に対する社会的支援に関する研究等を推進していきます。併せて、今後、若年性認知症のほかにも研究の柱を検討する予定であり、研究の幅を広げていく方針としています。

これら研究の推進に向けて、令和5年度においても公的研究補助金等の競争的資金獲得に努めるとともに、センター運営事業費による研究費の計画的な活用を図ります。

また、研究成果については広く介護関係者等に周知していきます。

(1) 研究補助金・助成金等による研究事業

以下の研究補助金・助成金等の獲得に努め、研究を実施します。

- 1) 厚生労働省老人保健健康増進等事業補助金による事業
- 2) 厚生労働省科学研究費補助金による事業
- 3) 文部科学省科学研究費補助金による事業
 - ・感情表現が精緻に制御された音声刺激による認知症者の感情理解機能の解明（新規、分担研究、520千円）
- 4) 国立研究開発法人科学技術振興機構(社会技術研究開発センター)研究委託事業
 - ・SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築) 研究開発
「生きがいボランティアシステムの構築による社会的孤立・孤独の持続的な予防」
(継続、分担研究、2,000千円)

(2) 厚生労働省センター運営事業費による研究

- ① 介護サービス事業所等における認知症者の社会参加活動を促進するリハビリテーションプログラムに関する研究（継続）
- ② ケア現場における課題解決のためのツール作成と評価に関する研究（継続）
- ③ 情報共有システムの活用による若年性認知症支援コーディネーターの活動状況把握と課題分析に関する研究（継続）

- ④ 認知症ケアにおけるスーパーバイザーの行動特性の開発に関する研究（継続）
- ⑤ 認知症ケアレジストリ研究（継続、3センター共同）
- ⑥ 認知症介護実践者研修の教育効果の評価尺度（アウトプット・アウトカム評価）に関する研究（新規、3センター共同）
- ⑦ 認知症介護指導者の活動実態に関する研究（新規、3センター共同）

（3）研究成果報告の実施

令和4年度に実施した研究の成果について、広く介護関係者等に情報発信するために令和5年8月23日（水）に愛知県産業労働センター（ウインクあいち）において認知症ケアセミナー（第21回）を開催します。

また、認知症介護研究・研修3センター合同の研究成果報告（担当：東京センター）について、動画配信（オンデマンド）します。

併せて、関係学会においても機会をとらえて発表していきます。

2. 認知症介護等に関する研修事業

介護人材の育成、質向上のための研修事業を推進していきます。併せて、センターの運営に資するよう適切な収益の確保に努めることとします。

また、研修の実施に当たっては、引き続きコロナ感染症の動向に留意しながら、感染対策の徹底とオンライン研修の適切な活用を図っていきます。

（1）認知症介護指導者養成研修事業（厚生労働省の指定研修）

認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、講義、演習、実習を行うことができる能力を身に付け、介護保険施設、事業所等における介護の質の改善について指導することができる認知症介護指導者（以下「指導者」）を養成し、地域における認知症対応力向上に寄与していきます。

・研修日程（※集合&オンライン）

第1回 令和5年 6月 5日（月）～令和5年 8月 4日（金）

第2回 令和5年 8月 28日（月）～令和5年10月 27日（金）

第3回 令和5年12月 4日（月）～令和6年 2月 9日（金）

・受講見込者数：年3回開催で40名

（2）認知症介護指導者に対するフォローアップ研修事業（厚生労働省の指定研修）

日々進歩している最新の認知症介護技術や知識を一定期間ごとに指導者に伝達し、第一線の介護従事者が最新の認知症介護技術を的確に修得できる体制を整えることを目的として、認知症介護指導者フォローアップ研修を実施します。

・研修日程

第1回（※オンライン）

令和5年11月2日（木）、7日（火）・8日（水）、21日（火）・22日（水）

第2回（※集合）

令和5年11月6日（月）～10日（金）

・受講見込者数：年2回開催で30名

※11月7日（火）・8日（水）はハイブリッド形式で実施予定

（3）3センター合同認知症介護指導者スキルアップセミナー

指導者活動を実践していくために継続的な学びの機会を提供し指導者としてのスキルアップを支援するため、3センター合同でスキルアップセミナーを開催します。

- ・研修日程 令和5年9月～11月の間に開催予定（※オンライン）

（4）パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング（DCM）法研修事業

平成15年度から17年度まで「老人保健健康増進等事業」として、英国ブラッドフォード大学で開発されたケアの質を観察・評価する「パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング法研修」の有用性と普及の研究を実施しました。

その研究成果をもとに、当センターが日本での普及活動の拠点として引き続き「パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング法」の研修会を開催します。

① 基礎コース（※集合）

- ・研修日程

第2回 令和5年9月28日（木）～30日（土）

第4回 令和6年2月22日（木）～24日（土）

- ・受講見込者数 年2回開催で48名

※第1回・第3回は、特定非営利活動法人シルバー総合研究所が当センターと共催によりオンラインで開催予定。

② 上級コース（※集合）

- ・研修日程 令和5年11月頃に開催予定

- ・受講見込者数 10名

（5）その他研修事業

1) スーパービジョン実践研修（※オンライン）

認知症ケア現場の人材育成技法であるスーパービジョンについて、ロールプレイ等の演習を通して実践的に学ぶ研修会を開催します。なお、全体は5回コースとし、第1回目は公開講座とします。

① 5回コース

- ・研修日程 令和5年9月～令和6年2月の間で開催予定

- ・受講見込者数 10名

② 公開講座

- ・研修日程 令和5年9月に開催予定

- ・受講見込者数 80名

2) 研究活動継続支援プログラム（※オンライン）

本プログラムは、認知症介護指導者を対象に、ケア現場における課題解決に向けた研究活動を支援するものです。隔月の全体研究会と個別指導を組みあわせ、認知症ケア学会での発表をゴールとします。

- ・研修日程 令和5年5月～令和6年3月に、隔月で5回開催予定
- ・受講見込者数 5名

(6) 認知症介護実践者等養成事業に係る行政担当者セミナーの開催（※オンライン）

指導者研修等の受講者確保対策の一環として、応募の窓口となる各府県市の行政担当者等に対して事業の説明(PR)をするとともに、情報交換を行います。

- ・研修日程 令和5年4月26日（水）

3. 認知症介護に関する啓発活動及び情報発信、連携活動

(1) 啓発活動及び情報発信

1) 講演会・シンポジウムの開催

介護関係者をはじめ広く一般の方々にも「認知症」について知っていただくために、令和6年3月に認知症フォーラム（第18回）を開催します。

また、前出の研究事業の研究成果報告で記載したとおり、認知症ケアセミナーのほか関係学会の場など機会をとらえて情報発信していきます。

2) DCネット等による情報発信

3センター合同で運営する認知症介護情報ネットワーク（DCネット）を通じて、あるいは認知症介護指導者大府ネットワーク、日本パーソン・センタード・ケア・DCMネットワークとの連携により、認知症介護に関する情報発信に取り組みます。

また、DCネットの活用については、3センターで内容の充実と効果的な運用に向け検討を進めます。

(2) 認知症介護指導者大府ネットワーク等との連携活動

大府センターの認知症介護指導者養成研修修了生の自主的組織である大府ネットワーク（平成19年5月設立）においては、当センターの担当地域（東海・北陸、近畿、甲信地区の15府県及び7指定都市）で研修会等の活動が行われており、修了者数は令和4年末で900名（見込み）となっています。

また、認知症ケアマッピング（DCM）法研修修了生（ユーザー）の自主的組織である日本パーソン・センタード・ケア・DCMネットワーク（平成26年7月設立）においても、全国規模でユーザー参加による研修会等が開催され、基礎ユーザー及び上級ユーザーの修了者数は令和4年末で1,849名（見込み）を数えています。

これらのネットワークとの連携は、当センターの運営上も重要であり、研修会活動への参加・広報誌への寄稿等により更なる連携を図っていきます。

4. 若年性認知症に対する支援事業

厚生労働省より当センターに機能付けされた事業であり、認知症施策推進大綱に定める施策やKPIを踏まえ、研究事業の成果を反映しながら、以下の若年性認知症支援にかかる厚生労働省補助事業と愛知県委託事業を推進していきます。

(1) 全国若年性認知症支援センターの運営（厚生労働省補助事業）

全国の若年性認知症の人やその家族からの相談対応を始め、都道府県・指定都市に配置された若年性認知症支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」）や行政担当者に対する支援・研修等を推進していきます。

1) 若年性認知症コールセンターの運営

若年性認知症の人やその家族等に対する電話・メール相談支援及び相談内容に応じ適切な関係機関への連絡調整を実施します。また、勤務時間終了後の相談にも対応するため、令和5年度から毎週水曜日の相談時間を19時まで延長します。

2) 若年性認知症支援コーディネーター等に対する支援

① 相談支援

都道府県・指定都市の支援コーディネーター、行政担当者、相談窓口の職員等に対して相談支援を実施します。

② 支援コーディネーター研修（※オンライン）

若年性認知症の人やその家族、企業等を支援するための施策や制度の知識や相談支援のノウハウ等を習得するため、支援コーディネーターと行政担当者を対象に研修を実施します。

ア. 初任者研修

・研修日程 令和5年7月6日（木）～令和5年7月7日（金）

イ. フォローアップ研修

・研修日程 令和5年10月18日（水）～令和5年10月19日（木）

③ 情報共有システムの運用

引き続き、支援コーディネーターの業務の効率化・負担軽減、活動状況の可視化、支援事例を蓄積し共有、その他全国の取組み情報の共有を図ることを目的とした情報共有システムを運用していきます。

- ・相談記録システム（電子カルテ方式の共通シートを使用しデータベース入力）
- ・支援事例共有システム（Webサーバーを使用し、支援事例を蓄積・共有）
- ・掲示板機能（研修会・資料等の情報について掲示板機能を活用して共有）

④ ネットワークづくり

広報誌を年4回発行し、支援コーディネーターの活動に資する情報を提供していきます。併せて、支援コーディネーター及び行政担当者の意見交換会を開催し、支援方法や課題等への対応に関する情報共有を図るとともに、支援コーディネーター間の連携が図られるよう支援していきます。

・支援コーディネーター：2回、行政担当者：1回（※オンライン）

3) 若年性認知症の普及啓発等の推進

一般はもとより、行政担当・支援機関・関係事業所・企業等に対して、フォーラムや研究成果報告会、関係学会、会議・研修等の機会を通して、講演や資料の配布などにより若年性認知症の普及啓発の推進を図っていきます。

(2) 愛知県若年性認知症総合支援センターの運営（愛知県委託事業）

愛知県内に居住または就業する若年性認知症の人やその家族等の支援とともに、若年性認知症自立支援ネットワーク事業等について、愛知県と事業内容を相談しながら推進していきます。

1) 相談支援

若年性認知症の人やその家族等に対する電話・来所・訪問での相談支援及び相談内容に応じた適切な関係機関への連絡調整を行います。

2) 若年性認知症自立支援ネットワーク事業

① 会議等の開催

医療、介護、福祉、雇用等の関係者による若年性認知症自立支援ネットワーク構築のための会議を2回開催し、連携を図りながら事業を推進します。

また、早期相談支援に係る認知症疾患医療センターとの連携体制構築に向けたワーキングを1回開催します。

② 研修の開催

支援関係者・行政担当者等に対する若年性認知症自立支援ネットワーク研修を開催し、若年性認知症対応力の向上を図ります。

- ・対象：市町村の認知症施策担当者・地域包括支援センター職員等
- ・午前：初任者研修、午後：フォローアップ研修

③ 一般向け啓発セミナー

複数の市町村を対象としたセミナーの開催や自治体のイベント等への参加などにより、若年性認知症に係る啓発を推進します。

④ 実態把握

若年性認知症の人のニーズ等を把握し、相談支援に活かすとともに、支援関係者等の研修や県民への啓発に反映させていきます。

3) あいちオレンジタウン構想に係る事業

愛知県が推進する「あいちオレンジタウン構想」のアクションプランの一つとして、若年性認知症の人への早期相談支援体制づくりを推進します。

- ・県内の認知症疾患医療センターと支援コーディネーターとの連携について、自立支援ネットワーク会議及びワーキングで検討しながら、連絡体制を構築し連携シートによる情報共有を図っていきます。

5. 愛知県の身体拘束廃止推進事業（権利擁護推進員養成研修）

愛知県からの委託を受けて、介護施設における身体拘束廃止の取り組みをより効果的に推進させるため、施設内で指導的立場にある職員を対象に講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得させ、介護現場での権利擁護のための取り組みを指導する人材を養成します。

- ・研修日程 ※集合により、令和5年9月～10月に3日間で計画予定

4 【障害者福祉施設サンサン大府】

1. 就労継続支援B型事業

(1) 利用者の受け入れ

定員 39 名に対し令和 5 年 2 月 1 日現在において登録者数は 48 名で、令和 4 年度の平均利用率が 95%を超えています。

令和 5 年度においても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、前年度と同じく平均利用率の目標を 95%に設定し取り組んでいきます。

特に、身体障害者授産施設として運用してきた実績を基に、中途障害者の方も積極的に受け入れていきます。

また、施設の中で一人ひとりの能力を止めることのないよう、施設外作業や幅広い受託作業の中で就労能力や社会性を高め、一般企業への就職等に結び付ける取り組みを行っていきます。

(2) 一般就労に向けた支援

現在、施設内作業においては、パソコン作業による印刷業務から自動車関連の下請け作業、自主製品の販売等、常時 15 種類程度の仕事を利用者の能力に合わせて提供しています。

施設外作業においても、「げんきの郷 すくすくヶ丘」及び「認知症介護研究・研修大府センター」の花壇の整備、「げんきの郷園芸コーナー」の植物の水やりと合わせ、「介護老人保健施設ルミナス大府」のシーツ交換等の請け負い作業を通して一般就労に結びつく知識や技術を高めていきます。

結果、3 年間で 5 名の利用者が一般企業の就労に結び付いています。今後も地元企業との連携を図り、施設外作業の調整から企業への障がい者枠での採用等につながる取り組みを進めていきます。

(3) 個別支援の充実

障がい者の自立と地域社会への参加を大きな目標として、就労の機会を基本としつつも、利用者一人ひとりの将来を見据え、自立した日常生活や社会生活の向上に向けた取り組みを行っていきます。

日頃から利用者の方同士や職員とのコミュニケーションを通して、自分の思いを周りに伝える力を高めていけるよう促していきます。

また、病気等から施設に通所することが困難な方には、通所利用の形態だけにとらわれず行政機関と調整し、訪問や電話、メール等を駆使して在宅での就労支援(テレワーク)を積極的に進めていきます。

そのために、毎月行っている職員会議等の中で個別ニーズに即した支援計画、支援目標を整えていくとともに、利用者の日頃の悩みについても丁寧に関わっていけるよう取り組んでいきます。

(4) 工賃向上等の検討

令和3年度全国平均の工賃16,507円に対して、当事業所は15,214円と下回っています。主な理由としては、体調等により週1日や、半日利用といった方々も含め幅広く受け入れているためです。

就労等の社会参加は一律ではありません。今後も成果主義だけにとらわれず、利用者の心身の状況に応じた多様な働き方の下で工賃向上に結び付くよう取り組んでいきます。

- ① 官公庁及び関係機関へ「障害者優先調達推進法」の周知に努め、印刷、封入、データ入力等の業務の拡大に努めていきます。
- ② 利用者の特性や能力に合わせた業務を提供していくため、新たな仕事の受注にも心がけ、作業の幅を広げることにつなげていきます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策や心身機能の状況等に応じて、在宅での就労支援を含め多様な就労形態を検討していきます。
- ④ 施設外作業を拡大していく中で、就労収入の増加に努めていきます。
- ⑤ 社会的なSDGsの流れの中にあって、農業分野や環境分野との連携も視野に入れた新たな取り組みを模索していきます。

2. 職員の資質等の向上

- (1) 法人内職員研修においては、非常勤職員を含め、すべての職員が継続的に参加できるよう実施していきます。
- (2) 愛知県や大府市等が実施する外部研修においては、職員の経験等に応じて、適切な研修に積極的に参加できるよう配慮していきます。研修終了後は、他の職員への伝達研修にも結びつけていきます。
- (3) 毎月実施している職員会議等において、ケースカンファレンスを実施し、利用者一人ひとりの障がい特性や自立支援に向けた支援内容について協議する中で、職員の知識や技術等の平準化に取り組んでいきます。
- (4) 障がい者の権利擁護に関する取り組みとして、「身体拘束の廃止・虐待防止等適正化のための指針」の作成及び「虐待防止委員会」を設置し、職員全体に権利擁護への意識を高めていきます。

3. 地域との連携

- (1) 法人全体での地域貢献活動への協力や若年性認知症や引きこもり等生活困窮者への受け入れにも積極的に取り組んでいきます。
- (2) 市内障がい者団体、就労支援事業所と連携し、障がい者の自立支援や暮らしやすい地域づくりに努めていきます。